

情報通信技術利用法の施行に伴う新エネ等電気利用省令等の改正について

平成 15 年 2 月 3 日
新エネ等電気利用推進室

1．情報通信技術利用法の施行

現在政府では、e-Japan 重点計画に従い、電子政府に相応しい体制を整えるため、オンライン化に当たって法令上の障害を除去するための規定の整備を行う「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(以下「情報通信技術利用法」という。)を本日施行しました。

これにより、各法令において「書面等」で手続等を行う旨の規定があっても、当該手続等をオンラインによっても可能となり、全府省で約 5 万手続がオンライン化されます。(別紙参照)

2．新エネ等電気利用省令等の改正

新エネ等電気利用法においては、新エネ等電気利用省令第 11 条に申請等に係る電子手続の特例を設けており、既に設備認定申請等の 4 手続についてはオンライン上での申請等を可能としていたところです。

情報通信技術利用法の施行に伴い、新エネ等電気法も通則法の適用を受けることとなるため、法令上の整合を取る観点から、新エネ等電気利用省令及び関連告示についても所要の改正を行いますが、様式等については引き続き改正前と同じものを用います。

3．新エネ等電気利用法におけるオンライン申請手続

- (1)紙面に代えてオンラインで申請ができる。
- (2)到達時期は、経済産業省の電子計算機の記録媒体に記録された時点とする。
- (3)様式は、ITEM2000 でダウンロードした様式(改正前と同じ)を使用。
- (4)添付図面等は、電子申請から 3 日以内に、識別番号等を付して、紙で別送できる。
- (5)複数枚送付することが必要な場合でも、オンラインにより提出するときは、一回の送信で可。
- (6)次の要件を満たす電子計算機が必要。
ITEM2000 の様式に入力できること、 経済産業省の電子計算機と通信できること
- (7)次の要件を満たす電子署名が必要。
商業登記法第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項又は電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項に規定される電子証明書
政府認証基盤が相互認証した認証局が作成した電子証明書であって、ITEM2000 上で送信することが可能な電子証明書